

**死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し死刑廃止について
全社会的議論を開始することを求める佐賀県弁護士会会長声明**

本年8月29日、東京拘置所及び仙台拘置支所において、各1名に対して死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣（当時）による6度目の執行であり、同大臣は就任以来、合計11名に対して死刑の執行を命じたことになる。仙台拘置支所において執行された被執行者は、今月、第3次再審請求が棄却され、近日中に第4次再審請求を行うべく準備を進めていたとのことである。極めて遺憾であり、当会は改めて死刑執行に強く抗議する。

本年3月27日には、静岡地方裁判所が袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。この袴田事件の再審開始決定により、えん罪の恐ろしさはもちろんのこと、死刑制度の問題点がいっそう明らかになったのは周知の事実である。

国際的にも、世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に上っている。OECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）に至っては、死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみであり、韓国は死刑の執行を停止しており、米国の18州は死刑を廃止していることから、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、本年7月24日、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮することや、執行の事前告知、死刑確定者への処遇等をはじめとする制度の改善等を勧告している。

今回の執行は、近時の国内・国外の情勢を無視するものであり、当会として今回の死刑執行に対し強く抗議するとともに、改めて死刑執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止について全社会的議論を直ちに開始することを求めるものである。

2014年（平成26年）10月22日

佐賀県弁護士会

会長 牟田 清 敬